

栃木県教育委員会定例会会議録

令和4(2022)年12月16日(金)、栃木県教育委員会定例会を栃木県庁南別館内教育委員室に招集した。

1 出席者(教育長及び委員)は次のとおりである。

1 番(教育長)	阿久澤	真理
2 番	金子	達也
3 番	陣内	雄次
4 番	板橋	信行
5 番	鈴木	純美子
6 番	工藤	敬子

2 議事に参与した職員は次のとおりである。

教育次長	中谷	一彦
教育次長	中村	千浩
参事(高校再編推進担当)	佐瀬	学
総務課長	大森	豊
施設課長	栗原	亨
学校安全課長	松本	正
高校教育課長	長	裕之
特別支援教育室長	玉田	敦子
総務主幹	細川	智彦

3 午後3時00分、教育長及び委員5名が出席しており、委員会は成立したので、教育長は定例会を開催する旨を告げた。

4 教育長は、本日の会議録署名委員に4番板橋委員を指名した。

5 教育長は、報告を受ける旨を告げた。

6 報告

(1) 栃木県公立学校職員給与条例の一部改正について
教育長から説明を求められ、総務課長が説明した。
この報告に関して、出席者から意見等はなかった。

(2) 栃木県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の制定について
教育長から説明を求められ、総務課長が説明した。
この報告に関して、出席者から意見等はなかった。

(3) 令和4(2022)年度12月補正予算について
教育長から説明を求められ、総務課長が説明した。

この報告に関して、出席者から意見等はなかった。

(4) 県立学校長の人事について

教育長から説明を求められ、高校教育課長が説明した。

この報告に関して、出席者から意見等はなかった。

7 教育長は、審議に移る旨を告げた。

8 第1号議案 令和5(2023)年度教育委員会事務局等職員定期人事異動基本方針について

第1号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。

この議案に関して、出席者から次のとおり意見があった。

[教育長]

- ・ 大きな変更点はあるか。

[事務局]

- ・ 再任用職員が暫定再任用職員と用語が変わっているが、年齢60歳以降であり、内容に変更はない。来年度以降は暫定再任用職員の年齢が変わっていく。

[委員]

- ・ 資料4ページの「第3 その他」の「2職員の能力・適性等の把握について」に「所属長は、産休、育休、介護休暇等の取得予定は可能な範囲で把握に努める。」とある。男性の育休取得に向けては、国も様々な施策を行っており、県教育委員会として、育休取得の推進について、もう少し踏み込んだ表現ができるとよいと思う。

[事務局]

- ・ 知事部局の本庁・出先、教育委員会事務局の男性職員の育休取得率は、全国的に比較的高い傾向にある。一方、学校現場での男性教員の育休取得率は低い傾向にあるので、さらに育休取得の促進に取り組んでいく。

[教育長]

- ・ 現在の取組はどのようになっているか。

[事務局]

- ・ 幼少の子がいる男性は、所属長との面談を行い、育児プログラムを作成することになっている。

また、育休や育児短時間勤務、産前産後休暇も以前よりは柔軟に取得できるようになった。さらに、育休を2回取得できる条件も緩和している。引き続き、管理職からも男性の育休の取得を働きかけるようにしていきたい。

[教育長]

- ・ 学校現場ではどうか。

[事務局]

- ・ 学校現場でも同様に校長が職員と面談をして、積極的に育休を取得するように勧めている。育休取得に当たっては、男性の場合、他に代わりがないので取得しにくいという傾向があった。数年前、県立学校において男性の育休取得率ゼロという年があったため、県立学校長には育休取得の促進を依頼しており、今後の広がり期待している。

[委員]

- ・ 確かに現場では、代わりがないという声をよくきく。女性はきちんと取得できているが、男性の取得となると代わりがないのでという声が出てくる。そのような風土を変えていかないと、現場の先生は周りへの迷惑を考えて取りにくくなっていくので、どこかのタイミングで男性も100%取得するという方向性を上から言っていけないといけない。一般企業でも、男性が育休を取得すると仕事が回らなくなるという意見をよく聞く。ただ、育休対象者は何十人もいるわけではないので、そのようなバイアスを取り除いてほしい。自分の子どもと向き合うことが皆さんの力量を上げていく経験であるということを考えていかなければならないと思う。

[事務局]

- ・ 意識改革が涵養だと思うので、積極的に育休の取得促進することで、学校の雰囲気も変わっていくと思う。女性だけでなく男性も父親の代わりはいないので、限られた時間の中で積極的に子どもに関わってもらうように引き続きお願いしたい。

[教育長]

- ・ 国を挙げて取り組んでいるので、休むのではなく、男性も学ぶことがたくさんあるというように発想を変えていけば、あとは学校内でどのように業務を回していくかということだと思う。

[委員]

- ・ 人事交流について、民間企業等の中に、教育系で取り組んでいるNPO法人を入れてほしい。そこで活動している方々は、その現場での経験があり、学校現場では分からないことがたくさんあると思うので、そのようなところでの人事交流も考えていただきたい。
- ・ また、大学の教育学部に内地留学として現職の先生が半年から1年来ていたが、その方たちからは、いろいろな新しい勉強をして、リフレッシュもできるという意見をきく。人事交流はそのような側面があると思うので、積極的に交流できるようにしていただければと思う。

〔事務局〕

- ・ 内地留学は、自分を見直せる貴重な機会である。人事交流の場を活用して、異なる環境の中でこれまでの自分の業務を見直す仕組の周知を図っていきたい。

9 第2号議案 栃木県立学校の授業料等に関する規則の一部改正について

第2号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。

この議案に関して、出席者から質問や意見はなかった。

10 教育長は、以上で本日の会議を終了することを告げ、午後3時28分、閉会した。